

ふくおかけんしゅわげんごじょうれい
福岡県手話言語条例

れいわごねんさんがつにじゅうよつか
令和五年三月二十四日

ふくおかけんじょうれいだいじゅうごごう
福岡県条例第十五号

もくじ
目次

ぜんぶん
前文

だいいっしょう そうそく だいいちじょう ー だいななじょう
第一章 総則（第一条ー第七条）

だいにしょう しゅわ しょう かんきょう せいび だいはちじょう ー だいじゅうはちじょう
第二章 手話を使用しやすい環境の整備（第八条ー第十八条）

ふそく
附則

しょうがいしゃ けんり かん じょうやく へいせいにじゅうろくねんじょうやくだいいちごう
障害者の権利に関する条約（平成二十六年条約第一号）にお
いて、言語には手話その他の形態の非音声言語が含まれることが明記され、
また、しょうがいしゃきほんほう しょうわよんじゅうごねんほうりつだいはちじゅうよんごう
また、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）においても、
げんご しゅわ ふく めいき
言語には手話が含まれることが明記されている。

いっぽう わがくに かこ いちじき がっこう しゅわ しょう せいげん
一方で、我が国では、過去の一時期にろう学校において手話の使用が制限
されるなど、しゅわ しょう きまざま せいやく う れきし しゅわ
手話の使用について様々な制約を受けてきた歴史があり、手話
げんご たい りかい じゅうぶん い
が言語であることに対する理解が十分であるとは言えない。

しゅわ げんご いしそつう ゆた しこう にんげんせい かんよう
手話は言語であり、意思疎通にとどまらず、豊かな思考と人間性を涵養し、
ちてき こころゆた せいかつ おくる な ぶんかてきしょさん
知的かつ心豊かな生活を送るために無くてはならない文化的所産である。

こうした認識の下、手話を言語として明確に位置付けるとともに、ろう者が手話を使い日常生活や社会生活を安心して営むことができる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、手話が言語であるという認識の下、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に関する基本理念を定め、県の責務並びに市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な基本的事項を定め、もってろう者が手話を使い日常生活や社会生活を安心して営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 聴覚障がいのある人 聴覚の機能の障がいがある者であつ

て、当該障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又

は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 ろう者 聴覚障がいのある人のうち、手話を使い日常生活又

は社会生活を営む者をいう。

三 聴覚障がいのある児童等 聴覚障がいのある人のうち、幼児、

児童又は生徒をいう。

四 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（障害

を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年

法律第六十五号）第二条第五号に規定する独立行政法人等を

いう。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）及び事業

を営む個人をいう。

（基本理念）

第三条 手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備は、手話が

言語であるという認識の下、ろう者が手話を使い日常生活や社会

生活を安心して営むことができる社会の実現を旨として行われな

ければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、

しちょうそん た かんけいきかん れんけい しゃ にちじょうせいかつまた しゃかい
市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会

せいかつ いとな うえ しょうへき しゃかい じぶつ せいど かんこう
生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、

かんねん たいっさい じよきよ ひつよう ごうりてき はいりよ おこな
観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行

い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するもの

とする。

2 けん きほんりねん たい けんみん りかい ふか ひつよう けいはつ おこな
県は、基本理念に対する県民の理解を深めるため、必要な啓発を行

うものとする。

しちょうそん やくわり
(市町村の役割)

だいがじょう しちょうそん きほんりねん しゅわ ふきゅう た しゅわ しょう
第五条 市町村は、基本理念にのっとり、手話の普及その他の手話を使用

しやすい環境の整備に努めるものとする。

けんみん やくわり
(県民の役割)

だいろくじょう けんみん きほんりねん りかい ふか つと
第六条 県民は、基本理念について理解を深めるよう努めるものとする。

じぎょうしゃ やくわり
(事業者の役割)

だいななじょう じぎょうしゃ きほんりねん しゃ たい
第七条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを

ていきょう また しゃ こよう しゅわ しょう かん はいりよ
提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して配慮

するよう努めるものとする。

だいにしょう しゅわ しょう かんきょう せいび
第二章 手話を使用しやすい環境の整備

しさく すいしん
(施策の推進)

だいはちじょう けん きほんりねん しゅわ ふきゅう た しゅわ しょう
第 八 条 県は、基本理念にのっとり、手話の普及その他の手話を使用しや

すい かんきょう せいび ひつよう しさく そうごうてき けいかくてき すいしん
すい 環 境 の整備のために必要な施策を総合的かつ計画的に推進す

るものとする。

2 けん ぜんこう しさく こう あ しゃおよ しゅわつうやくしゃとう
2 県は、前項の施策を講ずるに当たっては、ろう者及び手話通訳者等

いけん き
の意見を聴くものとする。

しゅわ かくとく きかい かくほう
(手話を獲得する機会の確保等)

だいきゅうじょう けん しちょうそん た かんけいきかん れんけい ちょうかくしょう
第 九 条 県は、市町村その他の関係機関と連携し、聴覚障がい

のあるひとにゅうようじき かぞくとう しゅわ かくとく また しゅうとく
のある人が乳幼児期からその家族等とともに手話を獲得し、又は習得

するきかい かくほ つと
する機会を確保するよう努めるものとする。

しゅわ まな きかい かくほ
(手話を学ぶ機会の確保)

だいいゅうじょう けん けんみん しゅわ まな きかい かくほ つと
第 十 条 県は、県民が手話を学ぶ機会を確保するよう努めるものとし

る。

2 けん しょくいん しゅわ たい りかい ふか しゅわ
2 県は、その職員が手話に対する理解を深めることができるよう、手話

まな きかい かくほ はか
を学ぶ機会の確保を図るものとする。

しゅわ もち じょうほうはっしん
(手話を用いた情報発信)

だいいゅういちじょう けん しゃ けんせい かん じょうほう すみ しゅとく
第 十 一 条 県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに取得する

ことができるよう、必要に応じて、情報通信技術を活用した手話を
用いて情報発信を行うものとする。

(手話通訳者の確保、養成等)

第十二条 県は、ろう者が手話通訳者の派遣等意思疎通を図るための

支援を受けられるよう、市町村その他の関係機関と連携して、手話通

訳者及びその指導者の確保、養成並びに手話技術及び専門性の

向上に対する支援に努めるものとする。

(学校における手話の普及)

第十三条 聴覚障がいのある児童等が通学する学校の設置者は、

聴覚障がいのある児童等が手話を学び、かつ、手話で学ぶことができ

るよう、教職員の手話の習得及び習得した手話に関する技術の

向上のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 聴覚障がいのある児童等が通学する学校の設置者は、聴覚障

がいのある児童等及びその家族等に対する手話に関する学習の機会

提供並びに教育に関する相談及び支援に関する措置を講ずるよう

努めるものとする。

(相談支援の取組)

第十四条 県は、市町村その他の関係機関と連携して、聴覚障

がいのある人及びその家族等に対して、乳幼児期からの切れ目ない相談

支援体制の整備を図るものとする。

(事業者への支援)

第十五条 県は、事業者が行う第七条の取組に対して、情報

提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(手話に関する調査研究等への協力)

第十六条 県は、ろう者、手話通訳者等が手話の発展に資するため

に行う手話に関する調査研究及びその成果の普及に協力するものとする。

(災害時における措置)

第十七条 県は、災害その他の非常事態において、ろう者が必要な

情報を迅速かつ的確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができる

よう、市町村その他の関係機関と連携して、必要な措置を講ずるよう

努めるものとする。

(財政上の措置)

第十八条 県は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上

の措置を講ずるよう努めるものとする。

ふ そく
附 則

この条 例は、^{じょうれい}令和^{れいわ}5^{ねん}年^{がつ}4^{にち}月^{しこう}1^{しこう}日から施行する。